

議案第249号

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の一部を改正
する条例案

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成28年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「7日」を「3日」に改める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

平成28年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の認定要件に係る旅客に施設を使用させる期間を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（抄）

（国家戦略特別区域法施行令第12条第2号の条例で定める期間）

第2条 国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号。以下「令」という。）第12条第2号の条例で定める期間は、7日とする。
3日